

整理番号	20-14	事務事業名	保育所広域入所委託事業	作成部署	保健福祉部児童家庭課	電話	内線801	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村 弘志	課長職名	八町 史郎	作成日	平成16年6月
事務事業開始年度	H11	根拠法令等	児童福祉法第56条の6第1項・第24条第1項					
〃 終了予定年度			北広島市保育所広域入所実施要領					
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	平成10年度新たに児童福祉法第56条の6第1項(保育所広域入所)が規定されたことにより、H11年4月1日に6市1町3村の石狩支庁管内市町村で協定を締結し、広域入所を各市町村認可保育所間で円滑に推進できるようになった。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	児童福祉	(第3節)
	施策	子育て支援の充実	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	保護者の市町村境界地居住や勤務先所在地等の事情から他市町村の保育所に入所を必要とする要保育児童	
	意図(何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか)	各市町村間での広域入所制度により、近隣他市町村への通勤等勤務地の都合など多様化する保育ニーズに対応し、保育所の選択肢が増える。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(補助金等の場合は団体等の活動内容)	16年度まで	市外の保育所への入所申請に基づき、保育所所在市町村と協議し承を確認のうえ、入所決定 H12:4名(札幌・恵庭・長沼・由仁) H13:7名(札幌・恵庭・長沼・室蘭・由仁) H14:5名(札幌・長沼・由仁)H15:4名(長沼・由仁・南幌)H16:4名(札幌・江別・恵庭・南幌) (新規市町村と協定を締結、広域入所委託契約を締結、管外保育所入所者の保育料は北広島市保育所条例に基づく保育料額を徴収し費用負担は国の定める保育所運営費保育単価を委託先(公立～市町村、私立～保育所)へ支払う～4回払い)
		17年度	同上 17年見込3名

2 実施(ドゥ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金	501			
	道支出金	251			
	地方債				
	その他特財	748	593	313	313
	一般財源	469	2,114	1,234	1,234
	合計	1,969	2,707	1,547	1,547
人件費(概算)	人数(年間)	0.05	0.05	0.05	0.05
	1人当り年間平均人件費	9,235	9,000	9,000	9,000
	= ×	462	450	450	450
総事業費 +		2,431	3,157	1,997	1,997

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	他市町村延べ初日委託児童数	3町 37名	3市1町 23名	34名	48名
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	入所率 (広域入所者数 / 広域入所希望者数)	100%	100%	100%	100%
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	児童1人当り費用 (総事業費 ÷ 初日委託児童数)	66,000円	137,000円	59,000円	42,000円

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	遠距離通勤等保護者の個別事情も多様化しているため、新規協定市町村も出てきている状況にある。ただし近年札幌市等大都市を含め、自市の待機児童対策に苦慮しており、自市児童優先のため、低年齢児の広域入所は受入れが難しい傾向もみられる。
---------------------------------	---

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	保育所入退所事務が市町村業務となっているため、事前協議等関与は必要。また保育園業務のため公立保育園は市の事業となる。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	近隣市町村への通勤等要保育児童の保護者保育事情に対応することは、子育て支援の上で妥当。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。他の手段や委託化などの可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	実施方法については、当市単独の事業ではないため、各市町村間の協定による一定のルールにあった現状の方法が最適。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	入所児童は保育料を住所地に住所地の保育料額を支払い、保育所所在地(園)には、住所地の市町村が実費相当分(運営費保育単価)を支払っている。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	平成11年から始まり、北広島市の地域性から近隣市への通勤も多く、有効な制度になっている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	実費(保育単価)相当分の歳入は見込まれ、保護者の個別保育ニーズに対応する有効な事業。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	国の待機児童解消の推進等、多様化する保育ニーズに積極的に対応していく子育て支援政策の動向からみて、利用する保護者の利便性を考慮した制度であり、有効な事業であることから、継続実施していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり